

学校経営方針の概要

<法令等>
 ○教育基本法
 ○学習指導要領
 ○新宿区教育委員会教育目標
 ○新宿区教育ビジョン

<本校の教育目標>
 ◎ みずから学ぶ 確かな知識
 ○ 進んでつくる じょうぶなからだ
 ○ 責任はたして はたらく喜び
 ○ 心を合わせて 楽しい暮らし
 ※◎は、本年度の重点

○児童の実態

<社会の要請等>
 ○特別支援教育の推進
 ○地域協働学校としての取組み



目指す学校像 全ての子供たちの可能性を引き出す学校

1 主体的・対話的で深い学び
 ○「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させながら「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図る。
 ○児童が学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる。

2 地域の教育力を生かし、地域とともに豊かな心を育む学校
 ○地域協働学校としての特色
 ○開校92周年を迎え、地域の文化拠点となる教育を進める。
 ○落合地区の伝統文化や自然環境等について各教科等の実践の中で地域の教育力を最大限に生かす。
 ○地域の防災の拠点として、首都直下型地震等に対応できる備えを積極的に進める。

3 教職員が「学習指導の専門家」としての力を発揮し個と集団をともに高める学校
 ○それぞれの能力を生かし、常に学び続ける教員集団
 ○「楽しい授業」をデザインし、主体的に学ぶ児童の育成
 ○主幹教諭・主任教諭を中心としたOJTの推進、ミドルリーダー、若手教員の育成
 ○幼・保・子・小、小・中の連携教育の推進

<学校経営の基本方針>

1 学習指導（分かりやすい・楽しい授業、課題解決型学習の充実、基礎的・基本的内容の定着）

- ・振り返り活動の充実と評価の工夫を中心に校内研究を進め、自らの考えを伝えるための表現力、多様な考えを捉え判断する力、教科横断的な視点で学びを他教科等でも活用する力の育成を目指した協働学習の充実を図る。
- ・「教科担任制の推進」を全校体制で実施し、専門性を生かした授業力の向上と複数教師による多面的な児童理解の推進等を図る。
- ・朝読書、放課後図書室開放、学校図書館スタッフの活用により、学校図書館の環境を整え、読書活動の充実を目指す。
- ・学習指導支援員を効果的に活用し、少人数指導やTT指導等を積極的に行い、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ICTを積極的に活用し、プログラミング的思考を取り入れ、分かりやすい授業、児童相互が学び合う授業等の工夫に取り組む。ICTをツールとした、GIGAスクール構想に基づいた個別最適化学習の充実を図る。
- ・高学年は外国語、中学年は外国語活動の時間、低学年は余剰時間に英語活動を行い、児童の外国語によるコミュニケーション能力の素地を養う。
- ・体育朝会、落四ギネス、持久走・なわとび等の取組みから児童の体力向上を図るとともに、国際理解教育や伝統文化理解教育、障害者理解教育等を推進する。

2 生活指導・進路指導（豊かな心の育成）

- ・「落四スタンダード」をもとに学校全体で学習・生活規律を統一し、落ち着いた学習態度の定着を図る。
- ・道徳教育推進教師を中心として、学校の教育活動全体を通して、児童の内面に根差した道徳性を育成する。
- ・あいさつ運動等を通して、登校時にさわやかにあいさつを交わす取組みを行い、すすんであいさつする態度を養う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの根絶を図る。生活指導ミーティング、職員会議、生活指導全体会等の機会を活用して児童の課題等について情報を共有するとともに、hyper-QU やふれあいアンケート等を活用し、いじめの未然防止を重視した学級づくり・学年づくりをすすめる。SCとの連携による教育相談の充実も図る。
- ・児童一人一人のよさや可能性を見出し、それを発揮できるよう指導・助言することを通して、望ましい勤労観・勤労観、自己実現に向けた態度・能力を養う。

<学校経営の基本方針>

3 特別支援教育（多様性）

- ・児童が、多様な個性の中で学ぶことの意識を重視し、学校の全教育活動を通じて一人一人の特性に応じた教育を展開するとともに、教職員、児童、保護者の障害理解を深める。
- ・一人一人の児童理解に努め、特別支援教育コーディネーターを中心に「まなびの教室」巡回指導教員、特別支援教育推進員、スクールカウンセラー等と協力し、全教職員で支援を要する児童への教育を推進する。
- ・都立特別支援学校センター校の機能を十分活用し、副籍制度による交流活動等の交流及び共同学習を推進する。

4 特別活動（豊かな体験活動）

- ・地域協働学校の学校支援活動をはじめとする多様な人々との触れ合いを通して、学校・地域の一員としての自覚と行動力を育てる。
- ・全校遊びなどの異学年交流や、幼小連携の活動等を通して、豊かな人間関係を育む。
- ・日常の清掃活動等から、すすんで自分たちの身近な環境をよくしようとする心と実践力を育む。

5 学校運営

- ・働き方改革を受けて、会議、行事の見直しを行い、毎週水曜日を定時退勤日として設定する。
- ・会議の運営方法等の効率化により、日常的な校務の改善を図り、気持ちにゆとりをもって職務遂行できる環境を確立する。校務分掌組織を生かし、教職員一人一人の力を発揮できるようにする。主幹教諭、主任教諭、教諭等の職層ごとの特性を活用して、組織的・効率的な学校運営を行う。
- ・学校評価の評価を焦点化するために、評価項目を精選し、教育活動のねらいを明確にするとともに、評価のPDCAサイクルを確立する。学校関係者評価、第三者評価の指摘等を生かし教育活動の改善を図る。
- ・学校行事、学校公開、土曜授業参観等の開催について、学校の教育活動を積極的に安全に公開する。

6 創意工夫ある活動（地域でつながる落四小）

- ・おとめ山公園の自然を学習に生かし、自然や環境に対する興味・関心をもたせ、教育活動全体を通して、環境を守ることへの意欲を高める。SDGsの目標達成を意識した教育活動の充実を図る。
- ・青少年赤十字の「気付き、考え、実行する」という精神を生かして、ボランティア活動を推進する。
- ・地域図書館との連携を図り、地域のゲストティーチャーを招き、伝統工芸品、染め物等の地域の伝統文化を学ぶ教育活動を積極的に取り入れる。
- ・多様な想定を取り入れた避難訓練の実施や地域と連携した防災教育をより一層推進する。

7 感染症への対応

- ・安全、安心な学校生活を送るため、感染防止のための校内環境の対策（換気の目に見える化）を実施する。
- ・ICTを活用し、オンライン授業等、学びを止めない工夫を行う。
- ・児童、家族、教職員に対する差別や偏見の防止に努める。